

○旭大橋下周辺の道路区域の利活用にあたっての占用者の公募条件等について（R8.6.30時点）

項目		条件	
前提条件		占有者の公募について、「ほこみち制度」と「通常の占有」を組み合わせる場合は、別々の公募となる。	
公募		ほこみち制度（道路法第48条の20）	通常の占有（道路法第39条の2）
	認定有効期間	最長20年間（法第48条の23第4項）※5年ごとに占有許可の手続きを行う。	最長5年間　※1年ごとに占有許可の手続きを行う。
	占有料	占有主体が道路維持管理の協力（占有区域以外の除草、清掃、植樹の剪定又は道路施設への電力供給など）を行う場合、占有料の額の90%を減額する	減免なし
	設置施設	制限あり（道路法施行令第16条の3）※駐車場不可	制限なし（駐車場も可）
	転貸	不可（長崎県道路占有規則第5条）	
	選定方法	公募占有指針（利活用方法、入札額など）による選定 ※市や外部有識者の意見を聞いた上で道路管理者が作成する公募占有指針（利用方法、占有料、占有期間、占有施設など）に適合する必要がある、占有希望者から提出される公募占有計画を道路管理者が認定する。	入札額による選定 ※道路管理者が作成する入札占有指針に適合する必要がある、占有希望者から提出される入札占有計画を道路管理者が認定する。
	占有料（年額）	・ 近傍地価から算出した基準額の1.1%（建築物を建てる区域は1.5%）以上　※長崎県道路占有料徴収条例で定められている。	
・ ほこみち制度及び通常の占有共に、1年ごとに近傍地価の変動に併せて、占有料を見直す。（入札時の単価と算定額のいずれか高い単価を採用）			
その他条件		・ 既設埋設管（上下水道、電気、ガスなど）の確認については、占有者で実施。 ・ 道路構造物や道路交通、歩行者への影響がない計画とすること。 ・ 電気、上下水道などの供給インフラ施設については、占有者で対応。 ・ 商業施設や事業所の建築物の床面積が1,000㎡を超える場合、付置義務駐車場の設置（敷地内もしくは敷地境界から概ね300mの範囲）が必要（長崎市土木部所管） ・ 道路法や消防法、建築基準法などその他関係法令への適合や関係機関（警察、県、市）への各種手続きが必要。なお、建築物を設置する場合、道路区域であることから、建築基準法第44条第1項第2号に規定されている公益上必要な建築物で建築審査会の同意が必要。（長崎市まちづくり部所管） ・ 長崎駅周辺エリアデザイン調整会議の区域に含まれており、建築物及び工作物等の設置にあたっては、長崎駅周辺エリアデザイン指針に基づき、デザイン調整が必要となる。	